

子育て応援図書貸出事業 実施要項

1 目的

幼少期の読書習慣の定着の重要性及び読み聞かせの親子関係づくりへの効用等に鑑み、企業に児童図書や育児書を貸出しすることにより、親子読書を通した子育て環境づくりを行う。

2 図書の貸出対象企業

「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業

3 貸出図書の内容

- 幼児・児童用：読み聞かせ用図書、幼児用絵本、児童用図書等
- 保護者用：出産、育児、子どもの医療・健康、家庭教育等に関する図書

4 貸出期間

原則3か月～1年（他企業の希望の状況等により延長可能）

5 図書の選定方法

企業が希望する冊数の図書を、県立図書館において選定する。

6 貸出冊数

1回につき原則80冊程度（図書を置くスペース等により相談に応じます）

7 事業の流れ

- ① 県立図書館において、貸出用の図書の整備を行う。
- ② 社会教育課において、図書の貸出を希望する企業を募集する。
- ③ 図書の貸出を希望する企業は、様式1を社会教育課に提出する。
- ④ 社会教育課は、様式1の情報を県立図書館に提供する。
- ⑤ 県立図書館において、貸出企業へ連絡の上、企業の登録及び貸出図書の決定を行う。
- ⑥ 県立図書館は、貸出企業に図書を送付する（貸出企業が直接県立図書館へ図書を取りに行ってもよい）。
- ⑦ 貸出企業は、貸出期間終了後、県立図書館へ図書を送付又は持参する。
- ⑧ 延長の希望がある場合は、事前に県立図書館と協議の上、様式2を県立図書館に提出する。

8 その他

- 貸出時にかかる郵送料等は県立図書館が負担する。返却にかかる郵送料等は貸出企業が負担することとするが、県立図書館に直接持参してもかまわない。
- 破損・紛失等した場合の取扱いについては県立図書館の指示に従うこと。